

深夜電力C

(選択約款)

2024年4月1日実施

深夜電力C

目次

I	本則	1
1	適用条件	1
2	選択約款の変更	1
3	契約期間	2
4	供給電気方式および供給電圧	3
5	契約使用時間	3
6	契約電力	3
7	料金	3
8	その他	4
II	実施細目	6
附	則	7

I 本 則

1 適用条件

- (1) この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて、かつ、毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、小型機器を使用する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力C（2023年6月1日実施）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (2) この選択約款は、次の地域に適用いたします。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえてこの選択約款を変更いたします。

なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款お

よびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として低圧電気供給実施要綱（以下

「実施要綱」といいます。) または特定小売供給約款 (以下「供給約款」といいます。) に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (1) 毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間 (以下「契約使用時間」といいます。) といたします。
- (2) 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を契約使用時間といたします。
- (3) 契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

6 契約電力

契約電力は、標準約款附則 2 (契約容量および契約電力にかかわる特別措置)

- (3)ロ(ロ)により定めます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2 (燃料費調整)

(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	248 円 60 銭
---------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27 円 06 銭
------------	-----------

8 その他

- (1) 実施要綱、供給約款または他の選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 需要場所における負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 当社は契約使用時間以外の時間の電気の使用を確認した場合には、標準約款31 (違約金) により違約金を申し受けることがあります。

また、この場合、お客さまに契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款39（解約等）(1)へにより需給契約を解約することがあります。

- (5) 標準約款38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (6) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (7) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

契約使用時間

- 1 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- 2 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2024年4月1日から実施いたします。

2 適用条件についての特別措置

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、契約上使用できる負荷設備（以下「契約負荷設備」といいます。）を変更し、契約負荷設備の変更後の総容量が、変更前の総容量を上回らない場合には、本則1（適用条件）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款21（料金の算定）および標準約款22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。